

平成25年度における静岡地方裁判所及び静岡地方裁判所管内各簡易裁判所の裁判事務の分配，裁判官の配置及び開廷の日割並びに裁判官の代理順序の定め

平成25年 1月 1日

改正 平成25年 1月16日

改正 平成25年 3月 5日

改正 平成25年 4月 1日

目 次

第1編 総則（第1条～第9条）

第2編 各則

第1章 静岡地方裁判所

第1節 本庁

第1款 裁判事務の分配，裁判官の配置及び開廷の日割（第10条）

第2款 裁判官の代理順序（第11条）

第2節 沼津支部

第1款 裁判事務の分配，裁判官の配置及び開廷の日割（第12条）

第2款 裁判官の代理順序（第13条）

第3節 浜松支部

第1款 裁判事務の分配，裁判官の配置及び開廷の日割（第14条）

第2款 裁判官の代理順序（第15条）

第4節 富士支部，下田支部及び掛川支部

第1款 裁判事務の分配，裁判官の配置及び開廷の日割（第16条）

第2款 裁判官の代理順序（第17条）

第2章 管内各簡易裁判所

第1節 裁判事務の分配，裁判官の配置及び開廷の日割（第18条）

第2節 裁判官の代理順序（第19条）

附 則

第1編 総則

第1条 事件は、別段の定めがある場合を除き、受理の順序に従い各事件ごとに担当する各部係に順次配てんする。

2 緊急を要する場合には、前項の順序によらないことができる。

第2条 本庁又は各支部において受理した事件で、当事者又は利害関係人の住所、証拠関係その他諸般の事情を考慮して他の庁で審判するのを適当と認めるものは、関係裁判官において協議して、他の庁に回付することができる。

第3条 同一の庁において異なる部係に係属する数個の事件が互いに関連するとき、その他必要があるときは、関係部係において協議して、他の部係に当該事件を配てん換えすることができる。

第4条 裁判官に病気等の長期の差し支えが生じたとき、配てんされた事件が特別に複雑であり、他の事件の処理に支障のあることが予想されるとき又はその他の事由があるときは、当該部又は係に対する事件の配てんの全部又は一部を停止し、若しくは配てん済みの事件の全部又は一部を他の部又は係に配てん換えすることができる。

2 前項の事件の配てん停止及びその解除並びに事件の配てん換えは、当該部又は係の申出により各部会が定める。

3 事件の配てん停止が解除され又は配てん換えの事由が止んだ場合において、他の部又は係との間で事件負担の調整をする必要があるときも、前項に準ずる。

第5条 合議体における事件の主任裁判官は、各合議体で定める。

第6条 民事調停事件（受訴裁判所が自ら処理するものを除く。）については、その事件の分配を受けた裁判官を調停主任に指定する。

第7条 労働審判事件については、その事件の分配を受けた裁判官を労働審判官に指定する。

第8条 本庁、各支部又は各簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合において、この定め of 代理順序によることができないときは、所長の指名する裁判官がこれ

を代理する。

第9条 夏期休廷期間は、別に定めるところによる。

第2編 各 則

第1章 静岡地方裁判所

第1節 本庁

第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第10条 本庁の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第1のとおり定める。

第2款 裁判官の代理順序

第11条 合議体の裁判長に差し支えがあるときは、各部の事務を総括する裁判官の司法行政事務の代理順序に準じ、その部の他の裁判官がこれを代理する。

2 各部の裁判官に差し支えがあるときは、当該部の定める順序により、その部の他の裁判官がこれを代理する。

3 前二項の場合において、その部に代理すべき裁判官がいないときは、各部の協議で定める順序により他の部の裁判官がこれを代理する。

4 部に属しない裁判官に差し支えがあるときは、民事第1部第1係、第2係、第3係、民事第2部第1係、第2係の裁判官が、以上の順序によりこれを代理する。

第2節 沼津支部

第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第12条 沼津支部の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第2のとおり定める。

第2款 裁判官の代理順序

第13条 合議体の裁判長に差し支えがあるときは、各部の事務を総括する裁判官の司法行政事務の代理順序に準じ、その部の他の裁判官がこれを代理する。

2 各部の裁判官に差し支えがあるときは、当該部の定める順序により、その部の他の裁判官がこれを代理する。

- 3 前二項の場合において、その部に代理すべき裁判官がないときは、あらかじめ沼津部会の定める順序による支部所属の裁判官がこれを代理し、同裁判官にも差し支えがあるときは、所長の指名する富士支部の裁判官がこれを代理する。

第3節 浜松支部

第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第14条 浜松支部の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第3のとおり定める。

第2款 裁判官の代理順序

第15条 合議体の裁判長に差し支えがあるときは、各部の事務を総括する裁判官の司法行政事務の代理順序に準じ、その部の他の裁判官がこれを代理する。

- 2 前項の場合を除き、各裁判官に差し支えがあるときは、浜松部会の定める順序により、支部所属の裁判官がこれを代理する。

第4節 富士支部、下田支部及び掛川支部

第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第16条 富士支部、下田支部及び掛川支部の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第4のとおり定める。

第2款 裁判官の代理順序

第17条 富士支部の裁判官に差し支えがあるときは、同支部の他の裁判官がこれを代理する。他の裁判官にも差し支えがあるときは、所長の指名する沼津支部の裁判官がこれを代理する。

- 2 下田支部の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する沼津支部の裁判官がこれを代理する。
- 3 掛川支部の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁又は浜松支部の裁判官がこれを代理する。

第2章 管内各簡易裁判所

第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第18条 各簡易裁判所の裁判事務の分配を別表第5のとおり定める（各簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷の日割は、同表のとおりである。）。

第2節 裁判官の代理順序

第19条 各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときの代理順序を次のように定める。

(1) 静岡簡易裁判所

静岡簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の定める順序に従い、同裁判所の他の裁判官が代理する。特に必要があるときは、清水簡易裁判所の裁判官、島田簡易裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(2) 清水簡易裁判所

静岡簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官がこれを代理する。

(3) 熱海簡易裁判所

三島簡易裁判所の裁判官、下田簡易裁判所の裁判官、沼津簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(4) 三島簡易裁判所

熱海簡易裁判所の裁判官、沼津簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(5) 沼津簡易裁判所

沼津簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の定める順序に従い、同裁判所の他の裁判官がこれを代理する。特に必要があるときは、熱海簡易裁判所の裁判官、三島簡易裁判所の裁判官、富士簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(6) 下田簡易裁判所

熱海簡易裁判所の裁判官、三島簡易裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(7) 富士簡易裁判所

富士簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の定める順序に従い、同裁判所の他の裁判官がこれを代理する。特に必要があるときは、沼津簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官がこれを代理する。

(8) 島田簡易裁判所

静岡簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官がこれを代理する。

(9) 掛川簡易裁判所

浜松簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官がこれを代理する。

(10) 浜松簡易裁判所

浜松簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の定める順序に従い、同裁判所の他の裁判官がこれを代理する。特に必要があるときは、掛川簡易裁判所の裁判官がこれを代理する。

附 則

この定めは、平成25年1月1日から実施する。

附 則

この定めは、平成25年1月16日から実施する。

附 則

この定めは、平成25年3月5日から実施する。

附 則

この定めは、平成25年4月1日から実施する。

(別表第1)

本庁民事(第10条関係)

部	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開 廷 日 割 等
1部	合議体	1 裁判所法第26条第2項第3号及び第4号の民事事件の2分の1 2 行政訴訟事件, 人身保護事件の各2分の1 3 民事第2部の合議体で裁判した事件の差戻事件 4 民事第2部の裁判官及び書記官の忌避, 除斥事件並びに静岡, 清水及び島田簡易裁判所の裁判官の民事事件に関する忌避, 除斥事件の2分の1 5 この部の単独体各係に配てんされた事件のうち, 合議体で審理及び裁判をする旨の決定をした事件	裁判長判事 足立 哲 判事 本多 久美子 判事 横田 典子 判事 山口 和宏 (特)判事補 小松 美穂子 判事補 加藤 優治	金
	単独体第1係	1 民事通常, 手形・小切手各訴訟事件, 執行文の付与等に関する異議事件, 民事執行法第182条に基づく執行異議事件(以下「開始決定異議事件」という。), 保全異議, 取消事件の各11分の1 2 民事第1部第5係で裁判した事件の差戻事件 3 民事, 商事, 借地各非訟事件(特別清算, 過料事件, 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件を除く。)の差戻事件 4 配偶者暴力に関する保護命令事件の7分の1 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件	判事 足立 哲	火
	第2係	1 民事通常, 手形・小切手各訴訟事件, 執行文の付与等に関する異議事件, 開始決定異議事件, 保全異議, 取消事件の各11分の2 2 民事第1部第1係で裁判した事件の差戻事件 3 民事雑事件(他の係に属するものを除く。) 4 配偶者暴力に関する保護命令事件の7分の1 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件 7 保全命令事件	判事 本多 久美子	火木
	第3係	1 民事通常, 手形・小切手各訴訟事件, 執行文の付与等に関する異議事件, 開始決定異議事件, 保全異議, 取消事件の各11分の2 2 民事第1部第2係で裁判した事件の差戻事件 3 民事雑事件(他の係に属するものを除く。) 4 配偶者暴力に関する保護命令事件の7分の1 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件 7 保全命令事件	判事 横田 典子	火木
	第4係	1 民事通常, 手形・小切手各訴訟事件, 執行文の付与等に関する異議事件, 開始決定異議事件, 保全異議, 取消事件の各11分の1 2 民事第1部第3係で裁判した事件の差戻事件 3 民事雑事件(他の係に属するものを除く。) 4 仲裁関係事件	(特)判事補 小松 美穂子	月
	第5係	1 民事通常, 手形・小切手各訴訟事件, 執行文の付与等に関する異議事件, 開始決定異議事件, 保全異議, 取消事件の各11分の2 2 民事第1部第4係で裁判した事件の差戻事件 3 民事雑事件(他の係に属するものを除く。) 4 配偶者暴力に関する保護命令事件の7分の1 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件 7 保全命令事件	判事 山口 和宏	月水
	第6係	1 保全命令事件 2 起訴前の証拠保全事件の2分の1 3 起訴前の証拠収集事件の2分の1 4 民事共助事件の2分の1 5 仲裁関係事件	判事補 加藤 優治	随時
第2部	合議体	1 裁判所法第26条第2項第3号及び第4号の民事事件の2分の1 2 行政訴訟事件, 人身保護事件の各2分の1 3 会社更生事件	裁判長判事 村野 裕二 判事 伊丹 恭 判事 横田 昌紀 判事 安福 達也	木

	<p>4 民事第1部の合議体で裁判した事件の差戻事件 5 民事第1部の裁判官及び書記官の忌避、除斥事件並びに静岡、清水及び島田簡易裁判所の裁判官の民事事件に関する忌避、除斥事件の2分の1 6 この部の単独体各係並びに第1部第3係、第4係及び第5係に配てんされた事件のうち、合議体で審理及び裁判をする旨の決定をした事件</p>	判事補 河野文彦	
単独体第1係	<p>1 民事執行事件、執行異議事件（開始決定異議事件を除く。） 2 破産事件、再生事件 3 特定調停事件の2分の1 4 民事第2部第2係、同第4係及び同第6係で裁判した事件の差戻事件 5 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件 6 特別清算事件 7 配偶者暴力に関する保護命令事件の7分の1 8 労働審判事件の8分の1 9 過料事件 10 仲裁関係事件 11 民事、商事、借地各非訟事件（特別清算、過料事件、預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件を除く。） 12 民事調停事件</p>	判事 村野裕二	随時
第2係	<p>1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、開始決定異議事件、保全異議、取消事件の各11分の1 2 民事執行事件、執行異議事件（開始決定異議事件を除く。） 3 破産事件、再生事件 4 民事第2部第1係で裁判した事件の差戻事件 5 特定調停事件の2分の1 6 配偶者暴力に関する保護命令事件の7分の1 7 労働審判事件の8分の1 8 仲裁関係事件 9 保全命令事件</p>	判事 伊丹 恭	金
第3係	<p>1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、開始決定異議事件、保全異議、取消事件の各11分の1 2 民事執行事件、執行異議事件（開始決定異議事件を除く。） 3 破産事件、再生事件 4 民事第2部第5係で裁判した事件の差戻事件 5 配偶者暴力に関する保護命令事件の7分の1 6 労働審判事件の8分の1 7 保全命令事件</p>	判事 安福達也	水
第4係	<p>1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、開始決定異議事件、保全異議、取消事件の各11分の1 2 民事執行事件、執行異議事件（開始決定異議事件を除く。） 3 破産事件、再生事件 4 民事第2部第3係で裁判した事件の差戻事件 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件 7 保全命令事件</p>	判事 横田昌紀	月
第5係	破産事件	判事 梶 智子	
第6係	<p>1 保全命令事件 2 起訴前の証拠保全事件の2分の1 3 起訴前の証拠収集事件の2分の1 4 民事共助事件の2分の1 5 仲裁関係事件</p>	判事補 河野文彦	随時

- ※1 裁定合議の決定は、事件が配てんされた単独体各係の所属する部において行う。ただし、民事第1部第3係、第4係及び第5係に配てんされた事件の2分の1については、民事第2部で行う。
- 2 執行係及び保全係の書記官の忌避、除斥事件は民事第2部で、破産係の書記官の忌避、除斥事件は民事第1部で取り扱う。
- 3 受訴裁判所が自ら処理するものとして調停に付した事件、現に係属する訴訟事件を本案とする保全命令事件（第1回口頭弁論期日前に申請されたものを除く。）及び担当する事件に付随する事件は、この表の定めにかかわらず、当該基本事件の係属する合議体又は係で取り扱う。

- 4 手形・小切手訴訟事件の判決に対する異議事件は、この表の定めにかかわらず、当該手形・小切手訴訟事件の判決をした係で取り扱う。
- 5 再審事件は、原裁判をした合議体又は係で取り扱う。
- 6 民事執行事件（財産開示事件を含む。）、執行異議事件（開始決定異議事件を除く。）、破産事件、再生事件、仲裁関係事件及び保全命令事件の担当割合及び事件分配の方法は、本庁部会の定めるところによる。
- 7 破産免責申立事件は、当該事件の破産開始決定をした係で取り扱う。
- 8 民事事件でこの表に定めがないものは、民事第1部及び民事第2部が各2分の1を取り扱う。
- 9 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件については、緊急を要する場合は、第1部第1係から第5係まで、及び第2部第2係から第4係においても処理することができる。

本庁刑事（第10条関係）

部	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割等
第1部	合議体	1 裁判所法第26条第2項第1号、第2号及び第4号の刑事事件（以下、この表においては「合議事件」という。）及びこれらに付随する事件。ただし、これらの事件に関する強制処分係に属する事件を除く。 2 本庁の裁判官並びに静岡、清水及び島田簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件。ただし、合議事件に関するものを除く。 3 刑事第2部の裁判官の忌避、回避事件並びに静岡、清水及び島田簡易裁判所の裁判官の刑事事件に関する忌避、回避事件 4 合議体で裁判した事件の差戻事件及びこれに付随する事件 5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第41条第1項の決定があった場合の対象行為の存否に関する事件 6 医療観察法による裁判官、精神保健審判員又は書記官の除斥事件 7 医療観察法による本庁の裁判官の処分に対する不服事件及び裁判所の処分に対する異議事件	裁判長判事 村山浩昭 判事 大村陽一 判事 安福幸江 (特)判事補 浅海俊介 (特)判事補 竹下 (在外研究中) 判事補 満田智彦	月・火・水 ・木・金
	単独体 第1係	1 合議体及び強制処分係に属する事件を除き、その余の10分の1及びこれに付随する事件 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の10分の1 3 医療観察法による各種処遇事件及び競合する処分の調整の申立て事件の5分の2並びにこれらに付随する事件 4 刑事第1部第4係で裁判した事件の差戻事件及びこれに付随する事件	判事 村山浩昭	水
	第2係	1 合議体及び強制処分係に属する事件を除き、その余の5分の1及びこれに付随する事件 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の5分の1 3 刑事第1部第1係で裁判した事件の差戻事件及びこれに付随する事件	判事 安福幸江	火
	第3係	1 合議体及び強制処分係に属する事件を除き、その余の5分の2及びこれに付随する事件 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の5分の2 3 医療観察法による各種処遇事件及び競合する処分の調整の申立て事件の5分の2並びにこれらに付随する事件 4 刑事第1部第2係で裁判した事件の差戻事件及びこれに付随する事件	判事 大村陽一	火・木
	第4係	1 合議体及び強制処分係に属する事件を除き、その余の10分の3及びこれに付随する事件 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の10分の3 3 医療観察法による各種処遇事件及び競合する処分の調整の申立て事件の5分の1並びにこれらに付随する事件 4 刑事第1部第3係で裁判した事件の差戻事件及びこれに付随する事件	(特)判事補 浅海俊介	水、木
	第5係	1 刑事訴訟法第179条、第226条及び第227条の請求事件 2 共助事件	判事補 満田智彦	随時
第2部	合議体	1 合議事件に関し本庁の裁判官並びに静岡、清水及び島田簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件 2 刑事第1部の裁判官の忌避、回避事件	裁判長判事 林道晴 判事 大村陽一 (兼) 判事補 満田智彦 (兼)	随時

強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件，勾留関係処分その他の強制処分事件，勾留理由の開示，被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件，刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件，医療観察法による鑑定入院命令，連戻状	本庁に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員	随時
-------	--	--------------------------	----

- ※1 再審事件は，原裁判をした合議体又は係で取り扱う。
- ※2 刑事事件でこの表に定めがないものは，合議事件は刑事第1部が全部を，その他の事件は刑事第2部が取り扱う。
- ※3 強制処分係の担当日割等は，本庁部会の定めるところによる。

(別表第2)

沼津支部 (第12条関係)

部	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開 廷 日 割 等
民事部	合議体	1 裁判所法第26条第2項第1号及び第4号の民事事件 2 人身保護事件 3 会社更生事件 4 刑事部の裁判官の忌避、除斥事件並びに富士支部、下田支部の裁判官及び沼津、熱海、三島、富士及び下田簡易裁判所の裁判官の民事事件に関する忌避、除斥事件 5 民事部の合議体で裁判した事件の差戻事件。ただし、合議体の構成員に差し支えがあるときは、第13条の規定により他の裁判官が代理する。 6 沼津支部、富士支部及び下田支部の裁判官並びに沼津、熱海、三島、富士及び下田簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件のうち、合議事件に関するもの全部とその余の事件に関するものの3分の2	裁判長判事 山崎まさよ 判事 小林康男 判事 古閑美津恵 判事 高取真理子 (特)判事補 松井俊洋 判事補 鷺坂計知	1は水、他は随時
	単独体第1係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件及び差戻事件の各3分の1 2 執行文の付与等に関する異議事件の3分の1 3 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件 4 民事雑事件 (他の係に属するものを除く。)	判事 高取真理子	1, 2は月・木、他は随時
	第2係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件及び差戻事件の各3分の1 2 執行文の付与等に関する異議事件の3分の1 3 仲裁関係事件	判事 小林康男	1, 2は火・金、他は随時
	第3係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件及び差戻事件の各3分の1 2 執行文の付与等に関する異議事件の3分の1	判事 古閑美津恵	火・木
	第4係	1 仲裁関係事件 2 訴え提起前の証拠収集処分事件、起訴前の証拠保全事件 3 民事共助事件	(特)判事補 松井俊洋	随時
	第5係	1 民事調停事件及び特定調停事件 2 民事、商事、借地各非訟事件 (過料を含む。)	判事 山崎まさよ	随時
	破産係	1 破産 (管財) 事件 2 破産 (同時廃止) 事件 3 民事再生、特別清算事件	判事 高取真理子 (特)判事補 松井俊洋 判事補 鷺坂計知 (兼) 判事補 戸取謙治 (兼)	管財は水・金、同廃は月、その他は随時
	執行係	1 民事執行 (不動産) 事件、同執行異議事件 2 民事執行 (債権) 事件、同執行異議事件 3 財産開示事件 4 執行官の処分に関する許可及び異議事件	判事 小林康男 (特)判事補 松井俊洋 判事補 鷺坂計知 (兼) 判事補 戸取謙治 (兼)	随時
	保全係	1 保全命令事件 2 保全異議、取消事件 3 仮登記仮処分事件 4 配偶者暴力に関する保護命令事件	判事 山崎まさよ 判事 小林康男 判事 古閑美津恵 判事 高取真理子 (特)判事補 松井俊洋 判事補 鷺坂計知 (兼) 判事補 戸取謙治 (兼)	随時

- ※1 受訴裁判所が自ら処理するものとして調停に付した事件及び担当する事件に付随する事件は、この表の定めにかかわらず、当該基本事件の係属する合議体又は係で取り扱う。
- 2 手形・小切手訴訟事件の判決に対する異議事件は、この表の定めにかかわらず、当該手形・小切手訴訟事件の判決をした係で取り扱う。
- 3 民事部の単独体で裁判した事件の差戻事件は、原判決をした係以外の係で、再審事件は、原判決をした合議体又は係で取り扱う。
- 4 以下の事件の担当割合と事件分配の方法は、沼津部会の定めるところによる。
- (1) 破産係、執行係及び保全係の取扱事件
 - (2) 仲裁関係事件
 - (3) 民事事件でこの表に定めがないもの
- 5 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件については、緊急を要する場合は、第2係、第3係においても処理することができる。

沼津支部（第12条関係）

部	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割等
刑事部	合議体	1 裁判所法第26条第2項第1号、第2号及び第4号の刑事事件並びにこれに付随する事件（民事部合議体取扱事件中の4から6までの各事件、並びに強制処分係に属する事件を除く。） 2 民事部の裁判官の忌避、除斥事件並びに富士支部、下田支部の裁判官及び沼津、熱海、三島、富士及び下田簡易裁判所の裁判官の刑事事件に関する忌避、除斥事件 3 刑事部の合議体で裁判した事件の差戻事件。ただし、合議体の構成員に差し支えがあるときは、第13条の規定により他の裁判官が代理する。 4 富士支部、下田支部に係属すべき事件及び熱海、三島、富士及び下田簡易裁判所に係属すべき事件について、前記各裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件のうち合議事件に関するものを除いたものの3分の1 5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）による沼津支部、下田支部及び富士支部の裁判官の処分に対する不服事件	裁判長 判 事 官 本 孝 文 判 事 山 崎 まさよ（兼） 判 事 薄 井 真由子 (特)判事補 官 本 浩 治 判事補 判 事 補 坂 計 知（兼） 判事補 判 事 補 戸 取 謙 治	1は各奇数週の水、火、木、金及び各偶数週の水、火、木、金、他は随時
	単独体第1係	1 刑事単独事件のうち、即決裁判事件を除く事件の8分の3及びこれに付随する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事単独事件のうち、刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件	判 事 薄 井 真由子	1は各偶数週の水、木、2は金（午後）
	第2係	刑事単独事件のうち、即決裁判事件を除く事件の4分の1及びこれに付随する事件（強制処分係に属する事件を除く。）	判 事 官 本 孝 文	各偶数週の水
	第3係	刑事単独事件のうち、即決裁判事件を除く事件の8分の3及びこれに付随する事件（強制処分係に属する事件を除く。）	(特)判事補 官 本 浩 治	各偶数週の水、木
	強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由の開示、刑事訴訟法第179条、第226条及び第227条の請求事件、被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件、刑事共助事件、医療観察法による鑑定入院命令	沼津支部、富士支部及び下田支部に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員	随時

※1 刑事部の単独体とした事件の差戻事件は、原判決をした係以外の係で、再審事件は、原判決をした合議体又は係で取り扱う。

2 以下の事件の担当割合と事件分配の方法は、沼津部会の定めるところによる。

- (1) 強制処分係の取扱事件
- (2) 刑事事件でこの表に定めがないもの

3 刑事部の開廷日割等欄における奇数週、偶数週は、当年1月1日を含む週を第1週とし順次数えたものとする。

(別表第3)

浜松支部 (第14条関係)

部	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開 廷 日 割 等
民事部	合議体	1 裁判所法第26条第2項第1号及び第4号の民事事件 2 会社更生, 民事再生, 管財人選任破産事件 3 人身保護事件 4 刑事部の裁判官の忌避, 回避事件並びに掛川支部の裁判官, 浜松及び掛川簡易裁判所の裁判官の民事事件に関する忌避, 除斥事件 5 浜松支部及び掛川支部の裁判官並びに浜松及び掛川簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件 6 民事部の合議体で裁判した事件の差戻事件。ただし, 合議体の構成員に差し支えがあるときは, 第15条の規定により他の裁判官が代理する。	裁判長判事 桐ヶ谷 敬三 裁判長判事 古谷 健二郎 判 事 千松 順子 (特)判事補 櫻井 進 (特)判事補 白鳥 哲治 判事補 小川 敦	月
	単独体 第1係	1 民事通常, 手形・小切手各訴訟事件, 保全異議, 取消事件の各120分の42 2 配偶者暴力に関する保護命令事件の6分の1 3 民事再生事件の3分の1 4 民事執行法第182条に基づく執行異議事件(以下「開始決定異議事件」という。); 執行文の付与等に関する異議事件の各2分の1 5 民事部第2係で裁判した事件の差戻事件	判 事 千松 順子	水・金
	第2係	1 民事通常, 手形・小切手各訴訟事件, 保全異議, 取消事件の各120分の42 2 配偶者暴力に関する保護命令事件の6分の1 3 管財人選任破産事件の2分の1 4 民事再生事件の3分の1 5 開始決定異議事件, 執行文の付与等に関する異議事件の各2分の1 6 民事部第1係で裁判した事件の差戻事件	(特)判事補 白鳥 哲治	月・金
	第3係	1 民事通常, 手形・小切手各訴訟事件, 保全異議, 取消事件の各120分の15 2 配偶者暴力に関する保護命令事件の6分の1 3 民事部第4係で裁判した事件の差戻事件	(特)判事補 櫻井 進	火
	第4係	1 民事通常, 手形・小切手各訴訟事件, 保全異議, 取消事件の各120分の21 2 民事, 借地, 商事各非訟事件, 民事調停(特定調停を含む。)事件 3 民事再生事件の3分の1 4 個人再生事件の3分の1 5 仲裁関係事件の2分の1 6 民事部第3係で裁判した事件の差戻事件	判 事 古谷 健二郎	火
	第5係	1 配偶者暴力に関する保護命令事件の6分の1 2 管財人選任破産事件の2分の1 3 仲裁関係事件の2分の1	判 事 桐ヶ谷 敬三	随時
	第6係	過料及び仮登記仮処分事件	(特)判事補 石川 慧子(兼)	随時
	第7係	1 配偶者暴力に関する保護命令事件の6分の2 2 個人再生事件の3分の2	(特)判事補 新城 博士(兼)	随時
	第8係	破産事件(同時廃止)の4分の3	判事補 小川 敦	随時
	第9係	破産事件(同時廃止)の4分の1	判事補 倉知 泰久(兼)	随時
	保全・ 執行係	民事執行事件(財産開示事件を除く。); 執行異議事件(開始決定異議事件, 執行文の付与等に関する異議事件を除く。) 保全命令事件, 訴え提起前の証拠収集事件, 民事共助事件, 財産開示事件, その他の民事雑事件 起訴前の証拠保全事件	判 事 桐ヶ谷 敬三 判事補 倉知 泰久(兼) 判事補 小川 敦 判事補 倉知 泰久(兼) 判事補 小川 敦 判事補 小川 敦	随時 随時 随時 随時

- ※1 受訴裁判所が自ら処理するものとして調停に付した事件, 現に係属する訴訟事件を本案とする保全命令事件(第1回口頭弁論期日前に申請されたものを除く。)及び担当する事件に付随する事件は, この表の定めにかかわらず, 当該基本事件の係属する合議体又は係で取り扱う。
- 2 手形・小切手訴訟事件の判決に対する異議事件は, この表の定めにかかわらず, 当該手形・小切手訴訟事件の判決をした係で取り扱う。
- 3 民事部で裁判した事件の再審事件は, 原裁判をした合議体又は係で取り扱う。
- 4 保全, 執行係で取り扱う事件の担当割合及び事件分配の方法は, 浜松部会の定めるところによる。
- 5 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件については, 緊急を要する場合は, 民事部単独体第1係から第3係までにおいても処理することができる。
- 6 民事事件でこの表に定めがないものは, 浜松部会の定めるところによる。

浜松支部（第14条関係）

部	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割等
刑事部	合議体	1 裁判所法第26条第2項第1号、第2号及び第4号の刑事事件並びにこれに付随する事件（民事部合議体取扱事件中、4から6までの各事件及び強制処分係に属する事件を除く。） 2 民事部の裁判官の忌避、除斥事件並びに掛川支部の裁判官、浜松及び掛川簡易裁判所の裁判官の刑事事件に関する忌避、回避事件 3 刑事部の合議体で裁判した事件の差戻事件。ただし、合議体の構成員に差し支えがあるときは、第15条の規定により他の裁判官が代理する。 4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）による浜松支部の裁判官の処分に対する不服事件	裁判長判事 青 沼 潔 (特)判事補 新城 博 士 (特)判事補 石川 慧 子 判事補 倉 知 泰 久	月・火・水 ・木・金
	単独体 第1係	1 刑事単独事件の5分の1及びこれに付随する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の3分の1 3 刑事部第3係で裁判した事件の差戻事件	判 事 青 沼 潔	金
	第2係	1 刑事単独事件の5分の2及びこれに付随する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の3分の1 3 刑事部第1係で裁判した事件の差戻事件 4 刑事共助事件の2分の1	(特)判事補 新城 博 士	火・木
	第3係	1 刑事単独事件の5分の2及びこれに付随する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の3分の1 3 刑事部第2係で裁判した事件の差戻事件 4 刑事共助事件の2分の1	(特)判事補 石川 慧 子	月・水
	強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由開示、刑事訴訟法第179条、第226条及び第227条の請求事件、被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件、医療観察法による鑑定入院命令	浜松支部に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員	随時

- ※1 再審事件は、原裁判をした合議体又は係で取り扱う。
 ※2 刑事事件でこの表に定めがないものは、浜松部会の定めるところによる。

(別表第4)

富士支部 (第16条関係)

係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開 廷 日 割 等
第1係	民事事件 (第2係に属するものを除く。)	判 事 金 田 洋 一	月・火・木
第2係	強制処分係で取り扱う刑事事件を除く刑事事件及び次の民事事件 1 破産, 再生, 会社更生, 特別清算事件の2分の1 2 特定調停事件 3 民事執行事件のうち不動産強制競売事件及び不動産に対する抵当権実行事件の各2分の1 4 保全異議, 取消事件 5 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件	(特)判事補 影 山 智 彦	月・水・木 (第2, 第4)
強 制 処 分 係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件, 勾留関係処分その他の強制処分事件, 勾留理由の開示, 刑事訴訟法第179条, 第226条及び第227条の請求事件, 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による鑑定入院命令	判 事 金 田 洋 一 (特)判事補 影 山 智 彦	随時
	被疑者についての弁護士選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件, 刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	判 事 金 田 洋 一 (特)判事補 影 山 智 彦 沼津支部に補職されている裁判官 (兼職者を含む。) 全員	随時

下田支部 (第16条関係)

	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開 廷 日 割 等
	下欄の事件を除く全部	(特)判事補 古 賀 大 督	月・火・水・木
	被疑者についての弁護士選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件, 刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	(特)判事補 古 賀 大 督 沼津支部に補職されている裁判官 (兼職者を含む。) 全員 富士支部に補職されている裁判官 (兼職者を含む。) 全員	随時

掛川支部 (第16条関係)

	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開 廷 日 割 等
	下欄の事件を除く全部	(填補) 判 事 梶 智 子	月・火・水・木 (木のみ第1, 第3, 第5)
	被疑者についての弁護士選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件, 刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	(填補) 判 事 梶 智 子 浜松支部に補職されている裁判官 (兼職者を含む。) 全員	随時

(別表第5)

簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

簡易裁判所	係	取 扱 事 件	裁判官の配置	開廷日割等
静岡	第1係	1 刑事公判請求事件（略式命令事件に対する正式裁判請求事件を含む。）の3分の1 2 刑事差戻事件，再審事件の3分の1 3 刑事雑事件の3分の1 4 刑事第1回公判期日前の被告人に対する勾留関係処分 5 民事通常，手形・小切手，少額各訴訟事件の3分の1 6 民事差戻事件，再審事件，借地非訟事件，起訴前の証拠保全事件の3分の1 7 民事調停事件の3分の1 8 保全命令事件（異議，取消を含む。） 9 公示催告事件，過料事件	簡易裁判所判事 山口 博	水・木・金
	第2係	1 刑事公判請求事件（略式命令事件に対する正式裁判請求事件を含む。）の3分の1 2 刑事差戻事件，再審事件の3分の1 3 刑事雑事件の3分の1 4 刑事第1回公判期日前の被告人に対する勾留関係処分 5 略式命令請求事件（交通切符即日処理略式命令請求事件を含む。）の2分の1 6 民事通常，手形・小切手，少額各訴訟事件の3分の1 7 民事調停事件の3分の1 8 民事差戻事件，再審事件，借地非訟事件，起訴前の証拠保全事件の3分の1 9 少額訴訟債権執行事件（執行異議，差押債権の範囲変更，移行を含む。）	簡易裁判所判事 堀田 幹	火・水・木
	第3係	1 刑事公判請求事件（略式命令事件に対する正式裁判請求事件を含む。）の3分の1 2 刑事差戻事件，再審事件の3分の1 3 刑事雑事件の3分の1 4 刑事第1回公判期日前の被告人に対する勾留関係処分 5 略式命令請求事件（交通切符即日処理略式命令請求事件を含む。）の2分の1 6 民事通常，手形・小切手，少額各訴訟事件の3分の1 7 民事調停事件の3分の1 8 和解事件 9 民事差戻事件，再審事件，借地非訟事件，起訴前の証拠保全事件の3分の1 10 民事共助事件，民事雑事件（少額訴訟債権執行事件に係る執行異議を除く。）	簡易裁判所判事 渡部 高士	月・水・木
	強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件，勾留関係処分その他の強制処分事件，勾留理由の開示，被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件，刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	静岡簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。） 山口 博 渡部 高士 堀田 幹 （填補） 簡易裁判所判事 萩原 榮人 （填補） 簡易裁判所判事 三好 誠	随時
清水		全部	簡易裁判所判事 萩原 榮人	火・水・木・金
熱海		全部	簡易裁判所判事 佐々木 次郎	月・火・水・木
		起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件，勾留関係処分その他の強制処分事件，勾留理由の開示，被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件，刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件，略式命令請求事件	（填補） 簡易裁判所判事 古賀 大督	金
三島		全部	簡易裁判所判事 福島 節男	火・水・木・金
沼津	第1係	1 民事通常，手形・小切手，少額各訴訟事件の3分の2及び第2係で裁判した事件の民事差戻事件 2 再審事件	簡易裁判所判事 栗田 昭彦	1は月・水，4は金，他は随時

		3 起訴前の証拠保全事件 4 調停事件（特定調停事件を含む。）の2分の1 5 即決和解事件，過料事件，公示催告事件 6 保全命令事件 7 少額訴訟債権執行事件 8 民事雑事件 9 他の係に属さない事件		
第2係		1 民事通常，手形・小切手，少額各訴訟事件の3分の1及び第1係で裁判した事件の民事差戻事件 2 調停事件（特定調停事件を含む。）の2分の1 3 刑事公判請求事件及びこれに付随する事件 4 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件 5 略式命令請求事件（交通切符即日処理略式命令請求事件を含む。）及び刑事雑事件（強制処分係に属する事件を除く）	簡易裁判所判事 奥石武裕	1は金，2は月，3は木，4は金（午後），他は随時
第3係		1 略式命令に対する正式裁判事件 2 第2係で裁判した事件の刑事差戻事件	簡易裁判所判事 薄井真由子	随時
強制処分係		起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件，勾留関係処分その他の強制処分事件，勾留理由の開示，被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件，刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件，略式命令請求事件（在庁）	沼津簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 （填補） 富士簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 （填補） 簡易裁判所判事 古賀大督 （填補） 簡易裁判所判事 佐々木次郎 （填補） 簡易裁判所判事 福島節男	随時 月
下田		下欄の事件を除く全部	簡易裁判所判事 古賀大督	月・火・水・木
		被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件，刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	簡易裁判所判事 古賀大督 沼津簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 富士簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 （填補） 簡易裁判所判事 佐々木次郎 （填補） 簡易裁判所判事 福島節男	随時
富士	第1係	刑事公判請求事件，略式命令に対する正式裁判請求事件及びこれに付随する雑事件	簡易裁判所判事 影山智彦	月・水
	第2係	1 民事事件 2 刑事事件（第1係及び強制処分係に属するものを除く。）	簡易裁判所判事 酒井正史	火・水・木・金
	強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件，勾留関係処分その他の強制処分事件，勾留理由の開示 被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件，刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	富士簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 （填補） 簡易裁判所判事 佐々木次郎 富士簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 沼津簡易裁判所に	随時 金 随時

			補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 （填補） 簡易裁判所判事 佐々木 次郎 （填補） 簡易裁判所判事 福島 節男	
島田		全部	簡易裁判所判事 三好 誠	月・火・水・木・金
掛川	第1係	下欄の事件を除く全部	簡易裁判所判事 安原 義人	火・水・木・金
		1 民事通常訴訟事件の5分の2 2 略式命令請求事件（在宅）の2分の1	（填補） 簡易裁判所判事 塩谷 雅人	火
	第2係	1 緊急処理を要する事件 2 略式命令に対する正式裁判請求事件	（填補） 簡易裁判所判事 槐 智子	随時
浜松	第1係	1 民事通常訴訟事件の3分の1 2 手形・小切手及び少額各訴訟事件の3分の1 3 民事調停事件の2分の1 4 民事差戻事件，再審事件，借地非訟事件，起訴前の証拠保全事件の3分の1 5 保全命令事件の3分の1 6 公示催告事件の3分の1 7 略式命令請求事件（在宅）の4分の1 8 略式命令請求事件（在庁）の4分の1 9 第2係で発した略式命令に対する正式裁判請求事件 10 1から6まで以外の民事事件2分の1	簡易裁判所判事 内田 正之	月・水
		第2係	1 民事通常訴訟事件の3分の1 2 手形・小切手及び少額各訴訟事件の3分の1 3 民事調停事件の2分の1 4 民事差戻事件，再審事件，借地非訟事件，起訴前の証拠保全事件の3分の1 5 保全命令事件の3分の1 6 公示催告事件の3分の1 7 少額訴訟債権執行事件（執行異議，差押債権の範囲変更，移行を含む。） 8 略式命令請求事件（在宅）の4分の1 9 略式命令請求事件（在庁）の4分の1 10 第3係で発した略式命令に対する正式裁判請求事件	簡易裁判所判事 小林 力
	第3係	1 民事通常訴訟事件の3分の1 2 手形・小切手及び少額各訴訟事件の3分の1 3 過料事件 4 民事差戻事件，再審事件，借地非訟事件，起訴前の証拠保全事件の3分の1 5 保全命令事件の3分の1 6 公示催告事件の3分の1 7 略式命令請求事件（在宅）の4分の1 8 略式命令請求事件（在庁）の4分の1 9 交通切符即日処理略式命令請求事件 10 第4係で発した略式命令に対する正式裁判請求事件 11 1から6まで以外の民事事件の2分の1	簡易裁判所判事 辻 正毅	月・火
	第4係	1 刑事事件（第1係，第2係，第3係及び強制処分係に属するものを除く。） 2 略式命令請求事件（在宅）の4分の1 3 略式命令請求事件（在庁）の4分の1 4 刑事差戻事件，再審事件 5 第1係で発した略式命令に対する正式裁判請求事件	簡易裁判所判事 塩谷 雅人	水・金
	強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件，勾留関係処分その他の強制処分事件，勾留理由の開示，被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件，刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	浜松簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員	随時

※1 静岡簡易裁判所強制処分係の担当日割等は，本庁部会の定めるところによる。

2 沼津簡易裁判所強制処分係の担当日割等は，沼津部会の定めるところによる。